

(電子メール施行)  
教体第1198号  
令和3年5月28日

各 県 立 学 校 長 様

教 育 長

### 緊急事態宣言の再延長に伴う県立学校の対応について

本県では、依然として重症者用病床使用率が高い水準で推移するなど医療提供体制のひっ迫が続いていることに鑑み、このたび6月20日(日)まで再延長されることとなりました。

学校内において変異株の感染事例が増えていることから「緊急事態措置を実施すべき区域となったことを踏まえた県立学校における対応について」(4月23日付け教体第1109号)及び「緊急事態宣言の延長に伴う県立学校の対応について」(5月10日付け教体第1137号)等に基づき、引き続き「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本とした感染防止対策の徹底をお願いします。

なお、下記の点にも留意願います。

### 記

#### 部活動【令和3年6月1日(火)～令和3年6月20日(日)】

##### ○土日

- ・原則休止とする。

ただし、高体連・中体連スケジュール記載大会、日本高野連・中央競技団体・文化関係連盟等が主催する大会(その予選を含む)及び国民体育大会(その予選を含む)への参加、それに伴う大会初日の3週間前からの練習は可とし、土日のいずれか1日のみ、時間は3時間以内とする。

- ・合宿等、宿泊を伴う活動は実施しない。ただし、公式試合出場に際し、遠距離等の理由から宿泊が必要な場合は可とする。

(※対処方針の上記下線部について修正・追記)